

## 【やむを得ない事由および申請に必要な書類】

### ○本人の病気/体調不良

- ・医師の診断書（単位認定試験受験日の診断のもの、もしくは診断内容に単位認定試験受験日が含まれるものに限る（例：診断日から〇日間の安静が必要））（単位認定試験受験日・学生本人の氏名が確認できるものに限る）
- ・診断に対する医療機関※が発行する領収書（単位認定試験受験日・学生本人の氏名が確認できるものに限る。※ドラッグストア等医療機関でないものの領収書は不可）
- ・診断に対する医療機関が発行する処方箋（単位認定試験受験日・学生本人の氏名が確認できるものに限る）
- ・単位認定試験受験日の体調不良（月経等も含む）について、（本人の判断ではなく）上記証明が必要とする。
- ・持病を理由とした単位認定試験受験日の体調不良について、事前に合理的配慮に関する本学への相談を経て、本学からの支援許可等を得ること。また、その上で、当該試験に対する合理的配慮の申請を行い、本学から許可を得ること（合理的配慮対象の許可がない場合、前述のとおり単位認定試験受験日・学生本人の氏名が確認できるものの証明がないと追試験の受験申請はできない）。

参考：「学生便覧」キャンパス・サポート/合理的配慮

[https://sites.google.com/zen.ac.jp/zen-gakuseibinran/life/reasonable\\_accommodation](https://sites.google.com/zen.ac.jp/zen-gakuseibinran/life/reasonable_accommodation)

### ○忌引き（配偶者および2親等内の親族）

- ・死亡に関する公的証明書(死亡日から起算して配偶者および1親等は日祝日を含め7日以内、2親等は日祝日を含め5日以内を適用期間とする)
- ・上記の準備が困難な場合は、会葬礼状で可とする（単位認定試験受験日が確認できるものに限る）

### ○結婚式への参列（2親等内の親族・本人の式は含まない）

- ・結婚式の案内状（単位認定試験受験日・学生本人の氏名が確認できるものに限る）

### ○災害

- ・被災証明書（単位認定試験受験日・学生本人の氏名が確認できるものに限る）

### ○就職試験（公務員試験・教員採用試験を含む）

- ・就職試験に関する公的もしくは就職試験先が発行する証明書（単位認定試験受験日・学生本人の氏名が確認できるものに限る）

### ○大学院受験

- ・受験票（単位認定試験受験日・学生本人の氏名が確認できるものに限る）

### ○教育実習・介護等体験・博物館実習

- ・実習内容、実習期間および実習先が記入されている書類（単位認定試験受験日・学生本人の氏名が確認できるものに限る）

### ○単位互換科目等他学の正課授業・試験

- ・他学等の発行が確認できる単位互換科目等の受講・受験証明（単位認定試験受験日・学生本人の氏名が確認できるものに限る）

○時刻表にもとづき運行される公共交通機関の延着

- ・15分を超える延着時間が記載された（15分以内の遅延証明は認めない）交通機関の延着証明（単位認定試験受験日が確認できるものに限る）

○課外活動

- ・試合等参加証明書（単位認定試験受験日・学生本人の氏名が確認できるものに限る）
- ・本件で想定するものは、国民スポーツ大会等をはじめとする、全日本レベルの大会、国際大会・国際試合及びそれらに出場する条件となる大会等である。

○裁判員制度

- ・呼出状（単位認定試験受験日・学生本人の氏名が確認できるものに限る）

○その他やむを得ない事由

- ・本学併修制度（例：Vantan）による授業・試験
  - ・本学が指定するフォーマット（[PDF](#)・[Word](#)）※を使用した書類（証明者の氏名は自署を必須とし、自署でない場合は不備とする）の提出、もしくは当該書類の項目をすべて充たしている書類の提出。
  - ・任意参加のイベントは対象外とする。
- ・インターンシップへの参加
  - ・正課/大学が用意した（大学が参加証明できる）ものに限る。
- ・業務従事（仕事）によるもの
  - ・大学が指定するフォーマット（[PDF](#)・[Word](#)）※を使用した書類（証明者の氏名は自署を必須とし、自署でない場合は不備とする）の提出、もしくは当該書類の項目をすべて充たしている書類の提出（勤務表等は不可）。
  - ・本学に在学している/学修していることを職場に報告していないため上記を用意できない等の場合は、単位認定試験を受験できない証明ができないことから追試験の受験申請はできない（従前より案内しているとおり、単位認定試験日程を鑑みた履修登録をし、その受験予定の単位認定試験日程を確保した予定を立てる等をすること）。
  - ・業務従事を理由する場合において、本申請者が自営業または法人代表者等の場合は、当該職務に係る理由による申告に限り、証明者は会社等代表者としての学生本人の記載を可とします。
- ・受験している場所における停電
  - ・停電期間に関する証明（単位認定試験受験日時が確認できるものに限る）
- ・それ以外
  - ・申請に基づき、大学が追試験の受験可否を判断する。

※大学が指定するフォーマットは、「本学併修制度によるもの」「業務従事によるもの」のみ使用でき、その他事由では使用できません（指定以外の事由で大学が指定するフォーマットを使用した申請は証明書不備となります）。

以上